

重要事項説明書（通所リハビリテーション）

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0544-23-5155（代表）

担当：リハビリテーション科 通所リハビリテーション係

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 事業者の概要

（1）通所リハビリテーション事業者の指定番号

事業所の名称	一般財団法人富士脳障害研究所附属病院
事業所の所在地	富士宮市杉田270-12
電話番号	0544-23-5155
介護保険事業所番号	2212110163
指定年月日	平成28年1月1日
通常の事業実施地域	富士市・富士宮市

（2）職員体制

	常勤で専従	常勤で兼務	常勤以外で専従	常勤以外で兼務	計
医師		1			1
理学療法士	1				1
作業療法士					
言語聴覚士					

（3）営業日および営業時間

木曜日	8:50～10:20、10:30～12:00
日祝日	休み

3. 指定通所リハビリテーションの運営方針

ご利用者、ご家族の持っている不安や問題について共に考え、ご利用者、ご家族の望む在宅生活が続けられるようお手伝いします。

4. 申込からサービス提供までの流れ

① 利用開始にあたり、ご利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅支援事業者にご相談下さい。



② ケアプランをもとに、当事業者の担当職員が当事業者の指定通所リハビリテーションについてご説明いたします。



③ この説明書によりご利用者からの同意を得た後、担当職員が指定通所リハビリテーション計画を作成し、サービスの提供を開始します。

5. サービス内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下の通りです。

内容：状態の観察・血圧、脈拍の測定

機能訓練・言語訓練・摂食嚥下訓練

基本動作・歩行訓練

日常動作訓練（食事・整容・更衣・排泄・入浴）・日常動作の介助指導

食事の形態・食べ方や飲み込みについての指導介護指導

住宅改修や、福祉用具についてのアドバイス

サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすいように説明します。

6. 利用料金

① 保険料

【介護保険】

御利用者が負担する利用料金は、原則として基本料金の1割から3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

○通所リハビリテーション

基本単位： 要介護1：369単位/日、要介護2：398単位/日、要介護3：429単位/日

要介護4：458単位/日、要介護5：491単位/日

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：6単位/回

送迎未実施減算：47単位/片道につき

短期集中個別リハビリテーション実施加算：110単位/日

○介護予防通所リハビリテーション

基本単位： 要支援1：2268単位/月、要支援2：4228単位/月

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）： 要支援 1：24 単位/月、要支援 2：48 単位/月
12 月超の利用に対する減算： 要支援 1：120 単位/月 要支援 2：240 単位/月

※1 単位の単価は、事業所所在地により異なり、富士・富士宮は 7 級地のため、1 単位の単価は 10.17 円となります。

③ 教材費

指定通所リハビリテーションを提供するため使用した教材等の費用は、ご利用者の負担となります。

7. 担当の職員

- ご利用者はいつでも担当の指定通所リハビリテーションを従業者の変更を申し出ることが出来ます。（これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。）

8. 緊急時の対応方法

- 指定通所リハビリテーションの提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにご利用者の主治医等に連絡します。

9. サービス内容に関する苦情

ご利用者は、当事業者の指定通所リハビリテーションの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。ご利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担当 リハビリテーション科 通所リハビリテーション係
電話番号 0544-23-5155 (8:30~17:00)

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ・市町村 | 富士宮市 介護障害支援課 | 0544-22-1141 |
| | 富士市 介護保険課 | 0545-55-2863 |
| ・国民健康保険団体連合会 | 介護保険課 | 054-253-5590 |

10. 衛生管理

ご利用者様から他ご利用者様、ご利用者様自身の感染部位から感染していない部位などへの感染防止のために手洗い、手指消毒の励行をしております。

11. 事業者の内容

事業所の名称	一般財団法人富士脳障害研究所附属病院
主たる事務所の所在地	富士宮市杉田 270-12
法人の種別及び名称	一般財団法人富士脳障害研究所
代表者職	理事長
代表者氏名	谷島 健生

12. 個人情報利用について

- 事業者が、ご利用者及びご家族の個人情報を利用する場合、ご本人ご家族の同意を得ます。
- 情報の管理について徹底し、同意を得た事項以外には使用しません。
 - ① サービス事業者会議での情報交換の利用
 - ② 毎月の報告書及び診療情報提供に関わるもの

※利用者の求めに応じて、介護サービスの提供記録の開示をします

20250331 版